

（座席）

第19条 平成19年6月30日（乗車定員11人以上の自動車及び貨物の運送の用に供する自動車にあっては平成24年6月30日）以前に製作された自動車については、保安基準第22条の規定並びに細目告示第28条（第1項第1号を除く。）、第106条（第1項第1号を除く。）及び第184条（第1項第1号を除く。）の規定にかかわらず、次の基準に適合するものであればよい。

一 自動車の運転者以外の者の用に供する座席（またがり式の座席及び専ら幼児の運送を目的とする自動車（以下「幼児専用車」という。）の幼児用座席を除く。）は、1人につき、大きさが幅380ミリメートル以上、奥行400ミリメートル以上（非常口付近に設けられる座席にあっては幅380ミリメートル以上、奥行250ミリメートル以上、次に掲げる座席にあっては幅300ミリメートル以上、奥行250ミリメートル以上）でなければならない。ただし、旅客自動車運送事業用自動車及び幼児専用車の座席以外の座席であって保安基準第22条の3第1項に規定する座席ベルト及び当該座席ベルトの取付装置を備えるものにあっては、この限りでない。

イ 補助座席（容易に折り畳むことができる座席で通路、荷台その他専ら座席の用に供する床面以外の床面に設けられる1人用のものをいう。以下同じ。）

ロ 乗車定員11人以上の自動車に設けられる車掌の用に供する座席、これに相当する座席及び運転者助手の用に供する座席で、1人用のもの

ハ かじ取ハンドルの回転角度がかじ取車輪の回転角度の7倍未満である三輪自動車の運転者席の側方に設けられる1人用の座席

一の二 自動車の運転者以外の者の用に供する座席（またがり式の座席及び幼児専用車の幼児用座席を除く。）は、1人につき、幅400ミリメートル以上の着席するのに必要な空間を有するものでなければならない。

二 幼児専用車の幼児用座席は、1人につき大きさが幅270ミリメートル以上、奥行230ミリメートル以上270ミリメートル以下であり、床面からの高さが250ミリメートル以下であり、かつ、前向きに設けられたものでなければならない。

三 座席には、その前方の座席、隔壁等と次に掲げる長さ以上の間げきがなければならない。ただし、前方の座席が当該座席と向かい合っているものにあっては、その2倍以上の長さの間げきがなければならない。この場合において、リクライニング機構を有する運転者席（運転者席と一体となって作動する座席又は並列な座席を含む。）にあっては背もたれを鉛直面から後方に30度まで倒した状態とする。

イ 乗車定員11人以上の自動車（緊急自動車を除く。）の座席（幼児専用車の幼児用座席を除く。） 200ミリメートル

ロ 幼児専用車の幼児用座席 150ミリメートル

四 乗車定員11人以上の自動車には、大部分の窓の開放部が有効幅500ミリメートル以上、有効高さ300ミリメートル以上である場合に限り、その通路に補助座席を設けるこ

とができる。

- 五 幼児専用車には、補助座席を幼児用座席として設けることができない。
- 六 専ら乗用の用に供する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車及び最高速度20キロメートル毎時未満の自動車を除く。）及び貨物の運送の用に供する自動車（最高速度20キロメートル毎時未満を除く。）の座席（次に掲げる座席を除く。）及び当該座席の取付装置は、当該自動車が衝突等による衝撃を受けた場合において、乗車人員等から受ける荷重に十分耐えるものでなければならない。
- イ またがり式の座席
- ロ 容易に折り畳むことができる座席で通路、荷台その他専ら座席の用に供する床面以外の床面に設けられるもの
- ハ 第1号ハの座席
- ニ 横向きに備えられた座席
- ホ 非常口付近に備えられた座席
- ヘ 法第47条の2の規定により自動車を点検する場合に取り外しを必要とする座席
- 七 前号の自動車の座席（保安基準第22条の4に規定する頭部後傾抑止装置を含む。以下この号において同じ。）の後面部分は、当該自動車が衝突等による衝撃を受けた場合において、当該座席の後方の乗車人員の頭部等に過度の衝撃を与えるおそれの少ない構造でなければならない。ただし、前号イからへまでに掲げる座席の後面部分にあっては、この限りでない。
- 2 次の表の上欄に掲げる自動車については、前項の規定のうち同表の下欄に掲げる規定は、適用しない。

自 動 車	条 項
一 昭和35年3月31日以前に製作された自動車（旅客自動車運送事業用自動車及び幼児専用車を除く。）	第3号
二 昭和50年11月30日以前に製作された自動車	第6号及び第7号
三 平成24年6月30日以前に製作された自動車（乗車定員11人以上の自動車及び貨物の運送の用に供する自動車に限る。）	第6号及び第7号

- 3 次の表の第1欄に掲げる自動車については、第1項の規定のうち同表第2欄に掲げる規定は、同表第3欄に掲げる字句を同表第4欄に掲げる字句に読み替えて適用する。

自 動 車	条 項	読み替えられる字句	読み替える字句
一 昭和26年6月30日以前に製作された自動車	第4号	300ミリメートル以上	280ミリメートル以上
二 昭和35年3月31日以	第1号イ	床面に設けられる1	床面に設けられる

前に製作された自動車 三 昭和35年3月31日以前に製作された旅客自動車運送事業用自動車	第3号	人用のもの 200ミリメートル	もの 200ミリメートル (車輪おおい等のためやむを得ないものにあっては、180ミリメートル)
---	-----	--------------------	---

- 4 平成24年6月30日以前に製作された自動車については、細目告示第28条第6項及び第106条第6項の表右欄中「協定規則第17号の規則5. 及び6. (5. 1. 、5. 3. から5. 10. まで、6. 1. 5. 、6. 4. 3. 及び6. 5. から6. 7. までを除く。) に定める基準」、「協定規則第17号の規則5. 3. に定める基準」、「協定規則第17号の規則5. 2. 及び6. (6. 1. 5. 、6. 4. 3. 及び6. 5. から6. 7. までを除く。) に定める基準」及び「協定規則第80号の規則5. 、6. 及び7. (7. 4. を除く。) に定める基準」とあるのは「道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成19年国土交通省告示第854号）による改正前の細目告示別添30「座席及び座席取付装置の技術基準」と読み替えることができる。
- 5 平成24年7月21日以前に製作された専ら貨物の運送の用に供する自動車以外の自動車及び平成28年7月21日以前に製作された専ら貨物の運送の用に供する自動車（平成26年7月22日以降に指定を受けた型式指定自動車を除く。) については、保安基準第22条第3項の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準及び装置型式指定規則の一部を改正する省令（平成21年国土交通省令第48号）による改正前の保安基準第22条第3項の規定に適合するものであればよい。
- 6 平成24年7月21日以前に製作された専ら貨物の運送の用に供する自動車以外の自動車及び平成28年7月21日以前に製作された専ら貨物の運送の用に供する自動車（平成26年7月22日以降に指定を受けた型式指定自動車を除く。) については、細目告示第28条第1項第3号及び第4号、第106条第1項第3号及び第4号並びに第184条第1項第3号及び第4号の規定は適用しないこととし、第28条第6項及び第106条第6項の表右欄中「協定規則第17号の規則5. 及び6. (5. 1. 、5. 3. から5. 10. まで、6. 1. 5. 、6. 4. 3. 及び6. 5. から6. 7. までを除く。) に定める基準」とあるのは「協定規則第17号第7改訂版補足第3改訂版の規則5. 及び6. (5. 3. から5. 7. まで、5. 10. から5. 13. まで、6. 4. 3. 4. 、6. 4. 3. 5. 及び6. 5. から6. 6. 3. までを除く。) に定める基準」と、「協定規則第17号の規則5. 3. に定める基準」とあるのは「協定規則第17号第7改訂版補足第3改訂版の規則5. 2. に定める基準」と、「協定規則第17号の規則5. 2. 及び6. (6. 1. 5. 、6. 4. 3. 及び6. 5. から6. 7. までを除く。) に定める基準」とあるのは「協定規則第17号第7改訂版補足第3改訂版の規則5. 1. 及び6. (6. 4. 3. 4. 、6. 4. 3. 5. 及び6. 5. から6. 6. 3. までを除く。) に定める基準」と読み替えることができる。
- 7 平成29年7月25日以前に製作された自動車（平成26年7月26日以降に指定を受けた型式指定自動車及び国土交通大臣が定める自動車を除く。) については、細目告示第28条第1

項第3号及び第4号並びに第6項、第106条第1項第3号及び第4号並びに第6項並びに第184条第1項第3号及び第4号の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成24年国土交通省告示第829号）による改正前の細目告示第28条第1項第3号及び第4号並びに第6項、第106条第1項第3号及び第4号並びに第7項並びに第184条第1項第3号及び第4号の規定に適合するものであればよい。

- 8 次に掲げる自動車については、細目告示第26条第1項第2号、第28条第6項の表右欄及び第106条第6項の表右欄中「協定規則第17号」とあるのは「協定規則第17号第8改訂版補足第4改訂版」と、「規則5. 及び6. (5. 1.、5. 3. から5. 10. まで、6. 1. 5.、6. 4. 3. 及び6. 5. から6. 7. までを除く。)」とあるのは「規則5. 及び6. (5. 1.、5. 3. から5. 8. まで、5. 11. から5. 14. まで、6. 4. 3. 4.、6. 4. 3. 5. 及び6. 5. から6. 6. 3. までを除く。)」と、「規則5. 2. 及び6. (6. 1. 5.、6. 4. 3. 及び6. 5. から6. 7. までを除く。)」とあるのは「規則5. 2. 及び6. (6. 4. 3. 4.、6. 4. 3. 5. 及び6. 5. から6. 6. 3. までを除く。)」と読み替えることができる。

- 一 令和2年8月31日以前に製作された専ら乗用の用に供する乗車定員10人未満の自動車
二 令和2年9月1日から令和4年8月31日（輸入された自動車にあっては令和5年3月31日）までに製作された専ら乗用の用に供する乗車定員10人未満の自動車であって、次に掲げるもの

- イ 令和2年8月31日以前に指定を受けた型式指定自動車
ロ 令和2年9月1日以降に新たに指定を受けた型式指定自動車であって、令和2年8月31日以前に指定を受けた型式指定自動車と座席に係る性能が同一であるもの
ハ 国土交通大臣が定める自動車

- 三 令和4年9月1日以降に製作された専ら乗用の用に供する乗車定員10人未満の自動車であって、次に掲げるもの

- イ 令和4年8月31日以前に指定を受けた型式指定自動車であって、協定規則第17号の規則5. 12. の適用を受けないもの
ロ 国土交通大臣が定める自動車

- 四 専ら乗用の用に供する乗車定員10人以上の自動車

- 五 貨物の運送の用に供する自動車

- 六 令和4年8月31日以前に発行された出荷検査証に係る自動車であって、当該出荷検査証の発行後11月を経過しない間に新規検査又は予備検査を受けようとし、又は受けたもの

- 9 次の各号に掲げる専ら乗用の用に供する乗車定員10人以上の自動車については、細目告示第28条第1項第4号及び第6項並びに第106条第6項の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和2年国土交通省告示第629号）による改正前の細目告示第28条第1項第4号及び第6項並びに第106条第6項の規定に適合するものであればよい。

- 一 令和3年8月31日以前に製作された自動車

- 二 令和3年9月1日から令和4年8月31日までに製作された自動車であって、次に掲げるものの
 - イ 令和3年8月31日以前に指定を受けた型式指定自動車
 - ロ 令和3年9月1日以降に新たに指定を受けた型式指定自動車であって、令和3年8月31日以前に指定を受けた型式指定自動車と座席及び座席の取付装置が同一であるもの
 - ハ 国土交通大臣が定める自動車
 - 三 令和4年8月31日以前に発行された出荷検査証に係る自動車であって、当該出荷検査証の発行後11月を経過しない間に新規検査又は予備検査を受けようとし、又は受けたもの
- 10 次に掲げる自動車については、細目告示第26条第1項第2号、第28条第6項及び第106条第6項の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和3年国土交通省告示第521号）による改正前の細目告示第26条第1項第2号、第28条第6項及び第106条第6項の規定に適合するものであればよい。
- 一 令和4年8月31日以前に製作された自動車
 - 二 令和4年9月1日から令和8年8月31日までに製作された自動車であって、次に掲げるものの
 - イ 令和4年8月31日以前に指定を受けた型式指定自動車
 - ロ 令和4年9月1日以降に新たに指定を受けた型式指定自動車であって、令和4年8月31日以前に指定を受けた型式指定自動車と座席及び座席の取付装置に係る性能が同一であるもの
 - ハ 国土交通大臣が定める自動車
 - 三 令和8年8月31日以前に発行された出荷検査証に係る自動車であって、当該出荷検査証の発行後11月を経過しない間に新規検査又は予備検査を受けようとし、又は受けたもの
- 11 次に掲げる自動車については、細目告示第26条第1項第2号、第28条第6項及び第106条第6項中「協定規則第17号」とあるのは、「協定規則第17号第10改訂版」と読み替えることができる。
- 一 令和8年8月31日以前に製作された自動車
 - 二 令和8年9月1日から令和10年8月31日までに製作された自動車であって、次に掲げるものの
 - イ 令和8年8月31日以前に指定を受けた型式指定自動車
 - ロ 令和8年9月1日以降に新たに指定を受けた型式指定自動車であって、令和8年8月31日以前に指定を受けた型式指定自動車と頭部後傾抑止装置の乗車人員の保護に係る性能が同一であるもの
 - ハ 国土交通大臣が定める自動車
 - 三 令和10年8月31日以前に発行された出荷検査証に係る自動車であって、当該出荷検査

証の発行後11月を経過しない間に新規検査又は予備検査を受けようとし、又は受けたもの